

平成29年8月18日作成

第7期 守谷市高齢者福祉計画 介護保険事業計画

(素案)

平成 年 月
守 谷 市

目次

第1編 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の性格
- 4 計画期間
- 5 計画の策定体制
- 6 計画の進行管理

第2章 高齢者をめぐる現状と課題

第1節 守谷市の概況

- 1 本市の位置
- 2 総人口、世帯数の推移

第2節 高齢者等の現状

- 1 年齢3区分別人口構成の推移
- 2 高齢化率の推移
- 3 地区別高齢者世帯の推移
- 4 高齢者の就労状況
- 5 疾病の動向

第3節 日常生活圏域ごとの特徴と地域性

- 1 日常生活圏域の設定
- 2 6地区の概況
- 3 在宅介護実態調査結果

第4節 高齢者人口等の推計

- 1 総人口、高齢者人口等の推計
- 2 前期・後期高齢者人口の推計
- 3 要支援・要介護認定者数の推移と推計
- 4 要介護者の疾病の現状

第5節 高齢者保健・福祉サービス及び介護保険（地域支援事業）サービスの現状と課題

- 1 社会参加・いきがい対策の取組
- 2 生活支援・自立支援サービスの取組
- 3 保健サービスの取組
- 4 介護保険事業の取組

第6節 介護予防事業の検証

- 1 生きがい活動支援通所事業（げんき館）利用者の検証
- 2 要支援・要介護リスクの評価尺度

第3章 計画の基本的方向

第1節 計画の基本理念と基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 取組みの方向性

第2節 施策体系

施策体系と取組事業

第二編 各論

第1章 施策の展開

第1節 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

- 1 認知症を地域で支える仕組みづくり
- 2 生活支援体制整備事業の推進
- 3 地域包括支援センターの機能強化
- 4 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実
- 5 総合相談事業の強化
- 6 地域共生社会の推進
- 7 在宅医療介護連携の推進

第2節 高齢者が、元気で自立した生活ができる支援

- 1 包括的支援事業の推進
- 2 認知症対策の推進
- 3 高齢者の社会参加・いきがい対策の推進
- 4 保健事業の推進

第3節 高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供

- 1 高齢福祉サービスの充実
- 2 高齢者を介護する方への支援の充実
- 3 高齢者の権利擁護のための支援の充実
- 4 地域の実情に応じた支援の強化

第4節 介護保険事業の円滑な実施

- 1 介護保険の運営
- 2 介護給付・介護予防給付の適正化

第2章 事業の見込量と費用額

- 1 高齢者サービスの見込量
- 2 地域支援事業の見込量と費用額

3 介護保険事業の見込量と費用額

第3章 介護保険料の算定

第7期介護保険料の算定

第三編 資料

第1章 各審議会等の経過等

第1節 守谷市保健福祉審議会及び地域包括ケアシステム分科会の経過

1 保健福祉審議会の審議計画

2 地域包括ケアシステム分科会の審議経過

第2節 審議会設置条例等

1 守谷市保健福祉審議会条例

2 守谷市保健福祉審議会委員名簿

第2章 用語解説

第 1 編 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

1 計画の趣旨

2000年度より介護保険制度が施行され、創設後17年が経過した現在、高齢期の市民を支える制度として定着しています。その一方で、介護サービスの提供による費用も増加しており、団塊の世代が75歳になる2025年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けてそれに伴う介護需要も異なってくるのが想定され、地域の実情に合わせた制度を持続可能とすることや高齢者が地域で長く住み続けることが出来る環境づくりが課題となっています。

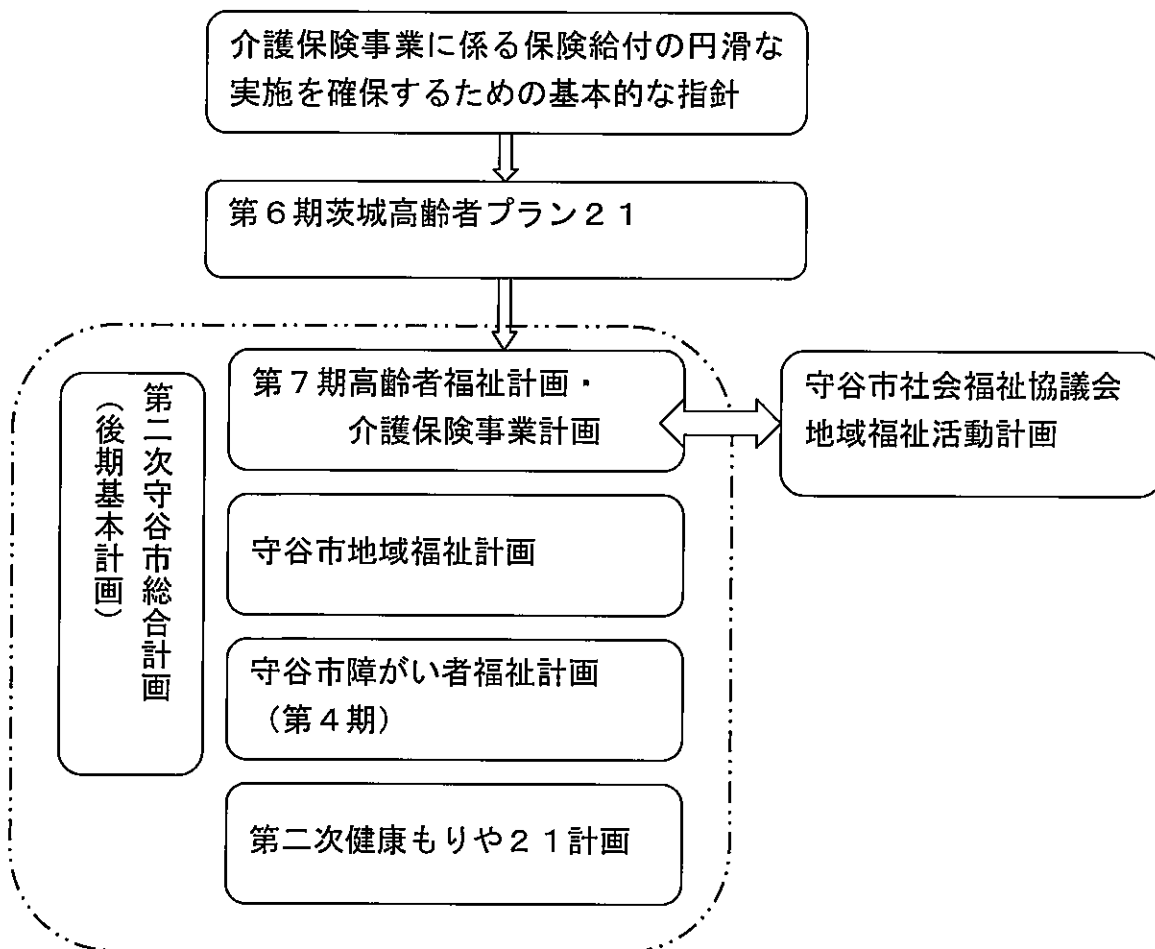
国では、「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）を2017年5月に成立させ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方にサービスが提供されるように、以下のような改正を行っています。

- ①自立支援・重度防止化に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- ②医療・介護の連携の推進等
- ③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
- ④2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。
- ⑤介護納付金の総報酬割の導入

このような高齢者を取り巻く社会状況の変化やそれを踏まえた課題に対応するため、守谷市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組みを総合的に並びに体系的に整え、地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の自立支援と重度化防止を目指し、「第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第7期計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条に基づき、第二次守谷市総合計画（後期基本計画）の政策別の下位計画であり、守谷市地域福祉計画、守谷市障がい福祉計画、第二次健康もりや21計画と同列であり、国・県の上位計画と整合性を図り策定するものです。



3 計画の性格

高齢者福祉計画は、全ての高齢者を対象に、保健福祉サービスとその体制に関する方向性を定め、介護保険事業計画は、介護等が必要な高齢者を対象に、介護給付サービス、予防給付サービス、地域支援事業について定める計画です。

本計画は各サービスについて一体的に策定したものであり、市の高齢者に対する保健福祉施策を総合的、体系的に推進するための指針とするものです。

なお、本計画はいわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年度を見据えた上で計画策定に努めています。

4 計画期間

本計画の期間は、2018年度を初年度とする2020年度までの3年間とします。

なお、計画の進捗状況や法律改正等を踏まえ、2020年度に次期計画を策定します。

5 計画の策定体制

本計画に策定に当っては、市内の65歳以上の要介護認定を受けていない高齢

者を対象に記名式で実施した「介護予防日常生活圏域ニーズ調査」（２０１７年４月実施 回答率６８．１％）及びの在宅で生活している要介護認定者の在宅介護実態調査結果（６０２件）をもとに、保健・医療・福祉団体の関係者、学識経験者、介護保険の被保険者等からなる守谷市保健福祉審議会地域包括ケア分科会において、計画の方向性や内容について検討を重ね、守谷市保健福祉審議会の答申を得て策定しました。

６ 計画の進行管理

本計画の進行管理は、守谷市保健福祉審議会地域包括ケアシステム分科会及び守谷市地域包括支援センター運営協議会において、進捗状況を毎年度評価し、次期計画に向けた見直しを協議していきます。

第2章 高齢者をめぐる現状と課題

第1節 守谷市の概況

1 本市の位置

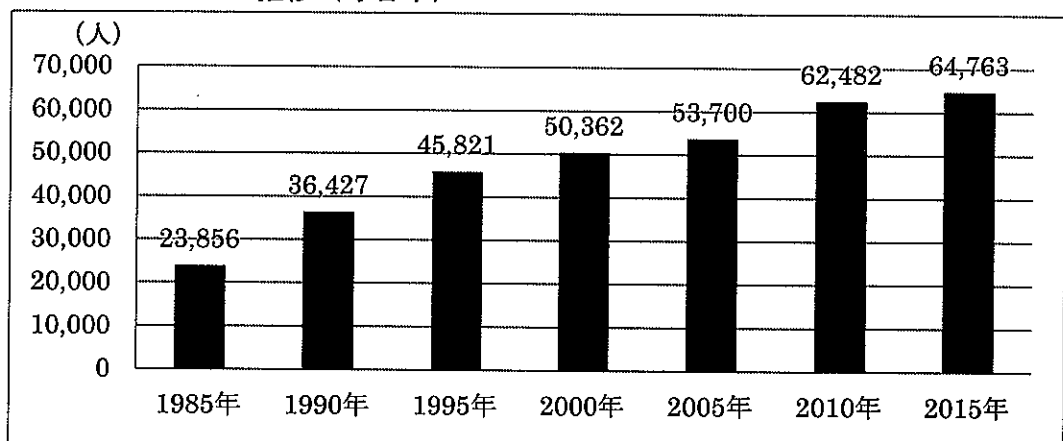
本市は、茨城県の南西端、東京都心から40km圏内に位置し、利根川・鬼怒川・小貝川に囲まれた水と緑の豊かな市です。東は取手市、西は常総市、北はつくばみらい市、南は利根川を挟んで千葉県柏市及び野田市に接した、東西7.5km、南西7.2km、面積35.71km²の市です。

2 総人口・世帯数の推移

市の総人口を1985年と2015年で比較すると、この30年間で約2.7倍に、世帯数は約4倍に増加しています。

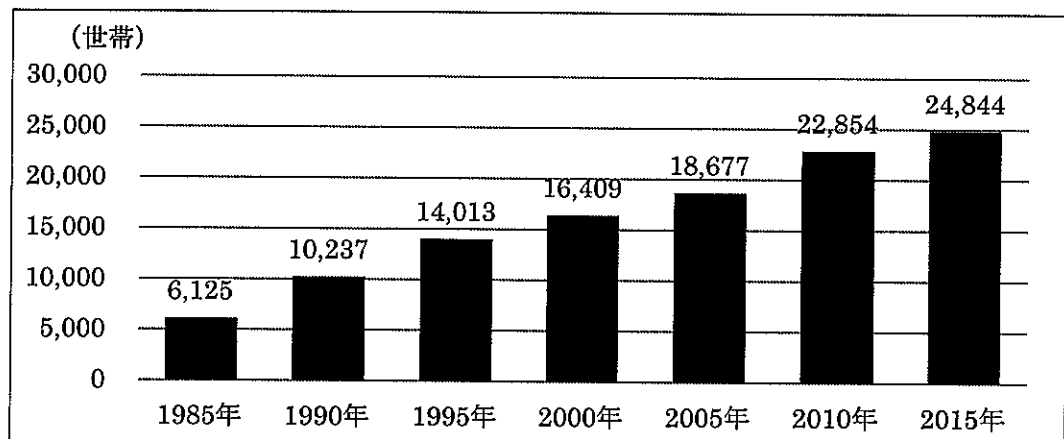
しかし、人口の増加に反して、1世帯当たりの人員は減少傾向であり、2015年には、1世帯当たりの人員が約2.6人となっています。

グラフ1 人口の推移（守谷市）



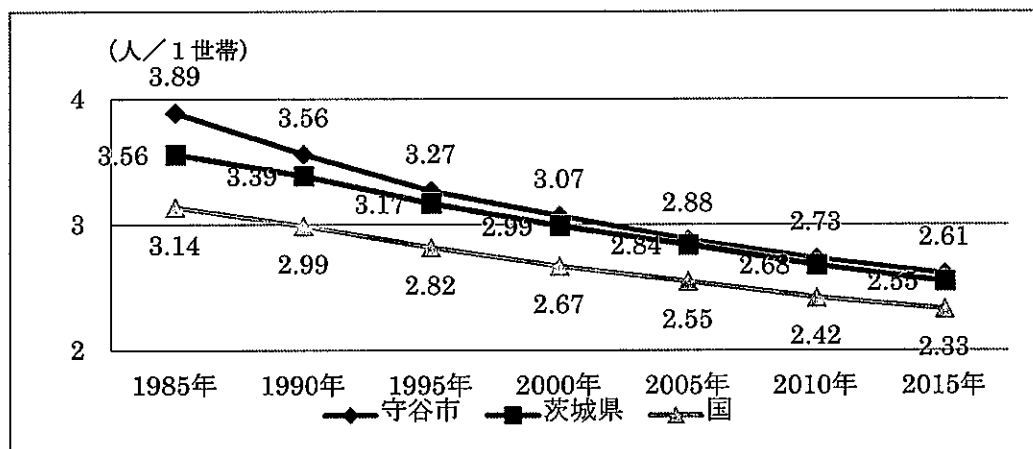
資料：国勢調査

グラフ2 世帯数の推移（守谷市）



資料：国勢調査

グラフ3 1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

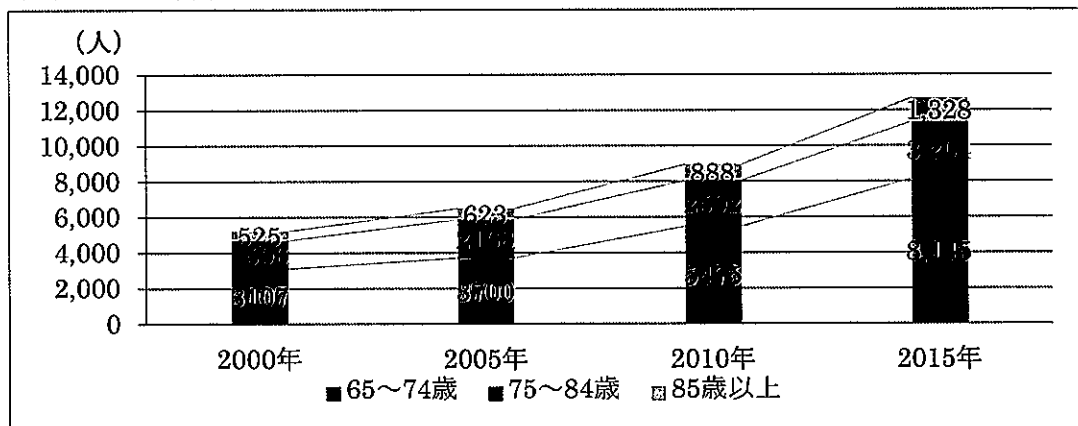
第2節 高齢者等の現状

1 年齢3区分別人口構成の推移

65歳以上の高齢者人口は、2015年には12,677人となり1985年と比較し、約6.1倍と大きく増加しています。また、2015年には高齢者の人口構成比が19.6%となり急増していることがわかります。高齢者の人口の伸びに対して、14歳までの年少人口は減少傾向であり、15歳から64歳まで生産年齢人口は、2000年の72.4%をピークに2015年には64.5%まで減少しています（グラフ5）。

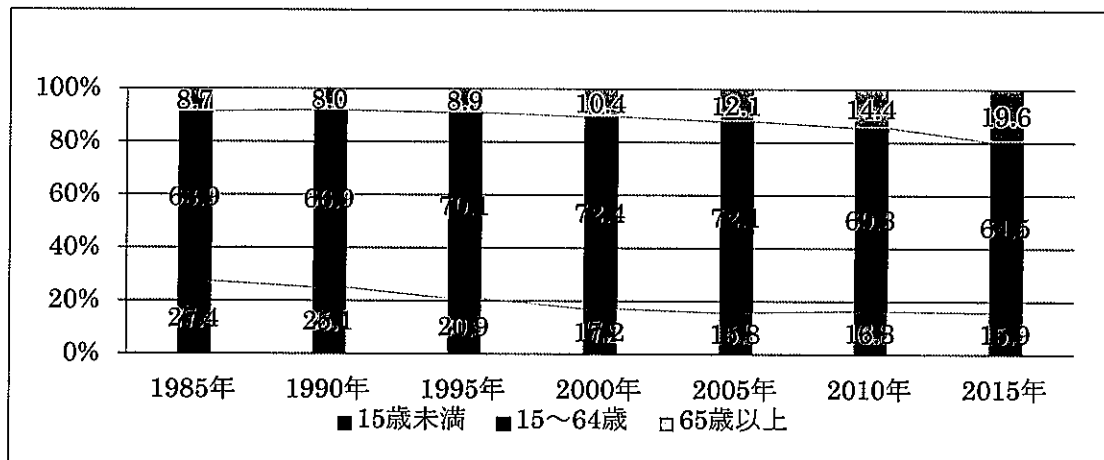
高齢者の年齢別人口の推移をみると、2010年から2015年までの5年間で65歳から74歳までの人口が2,670人と大きく増加しているだけでなく、75歳以上の人口も、2010年までの伸びと比べ増加していることがわかります。今後、65歳から74歳までの年代が、10年度後には全て75歳となり、人口構成比が大きく変化することが予想されます。

グラフ4 年齢別高齢者人口の推移（守谷市）



資料：国勢調査

グラフ5 年齢別3区分別人口構成の推移（守谷市）

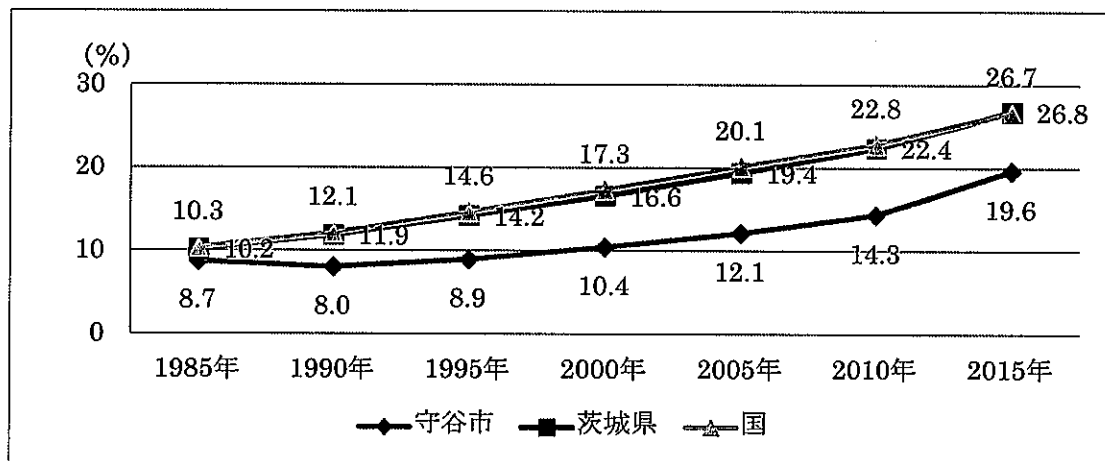


資料：国勢調査

2 高齢化率の推移

本市の高齢化率は、国や県と比較すると低い状況ですが、2000年以降増加傾向です。特に、2010年と2015年を比較すると、5.3ポイント増加しており、急速に高齢化が進んでいることわかります（グラフ6）。

グラフ6 高齢化率の推移

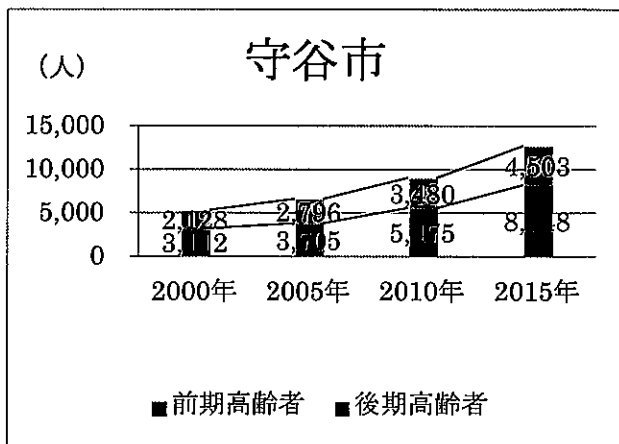


資料：国勢調査

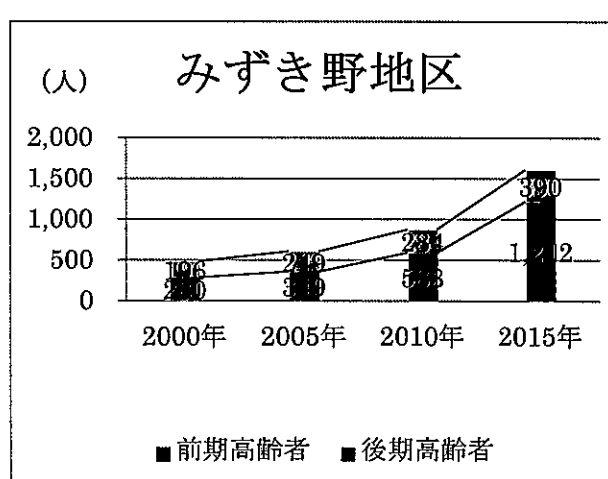
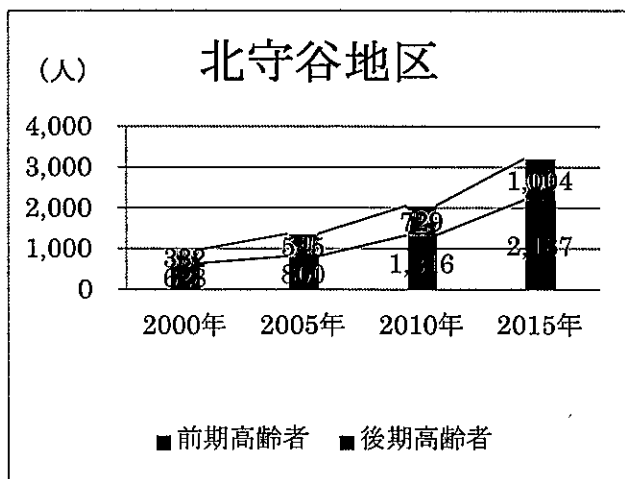
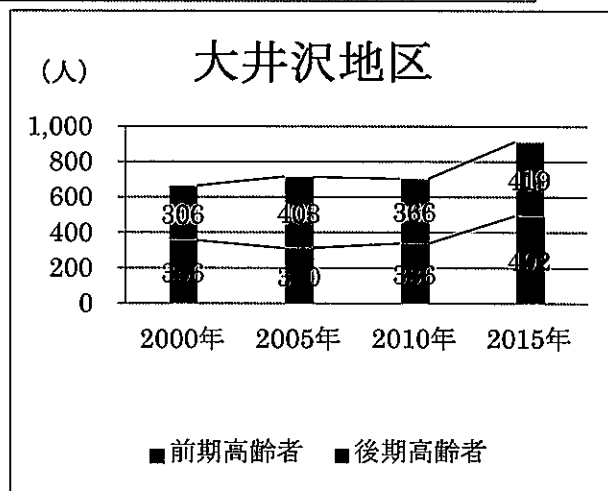
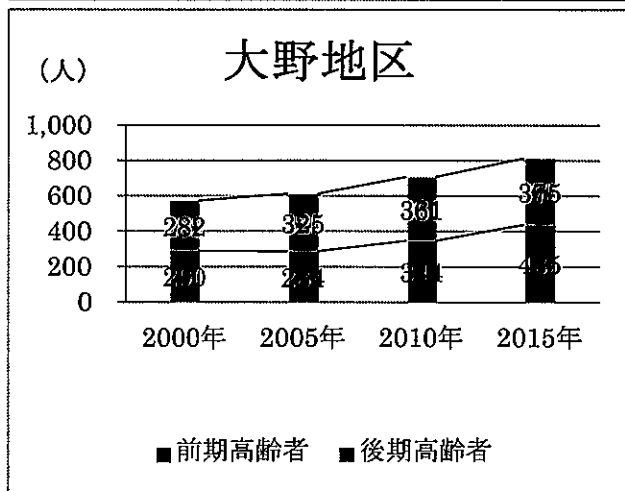
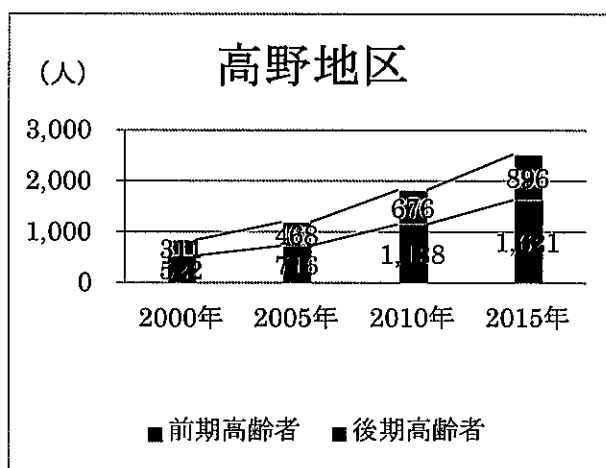
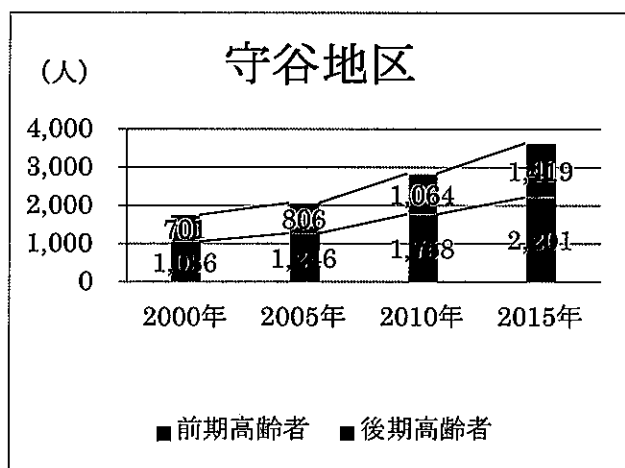
3 地区別高齢者世帯の推移

6地区別の高齢者人口の推移をみると、市全体と比較し前期高齢者数の増加が大きい地区は、北守谷地区及びみずき野地区であり、大野地区及び大井沢地区は、前期・後期高齢者の人数が同程度となっています。特に、大井沢地区は、高齢者数が2000年以降ほぼ横ばいであり、64歳までの人口が減少している可能性があります。

グラフ7 各地区の高齢者人口・世帯の推移



データ変更によるグラフ差替え予定



4 高齢者の就業状況

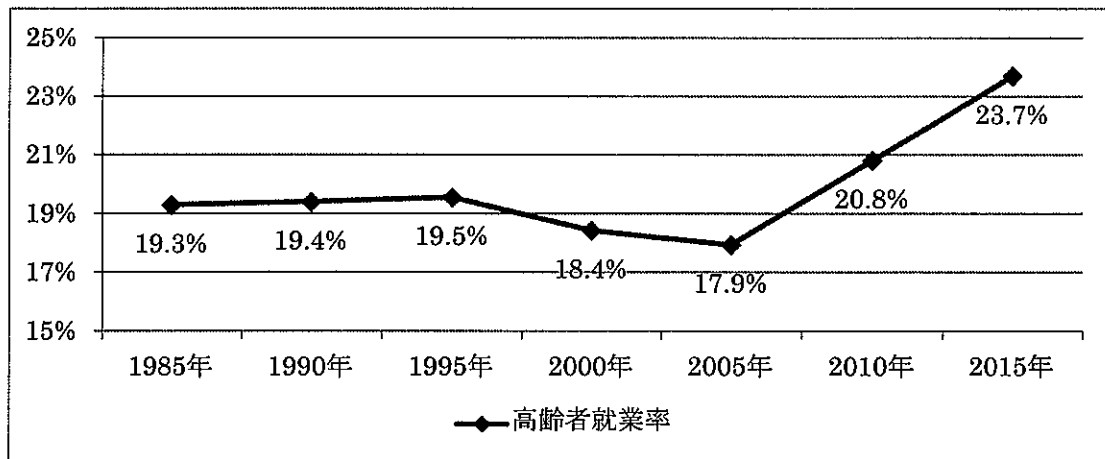
65歳以上の就業者数は、1985年と2015年を比較すると約6倍に増加しています。また、高齢者人口に対する就労者数の割合は、23.7%と2010年以降増加傾向となっています。増加の背景には、「高齢者等の雇用の安定等に課する法律」の改正（2013年4月施行）により、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等により高齢者の雇用が促進されていることが考えられます。

表 高齢者の就業状況

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
高齢者人口	2,074	2,904	4,099	5,228	6,491	8,955	12,651
65歳以上 就業者数	400	563	801	963	1,164	1,863	2,997

資料：国勢調査

グラフ 高齢者の就業率



資料：国勢調査

5 疾病の動向

本市の死亡原因をみると、2012年の3位だった老衰に代わり2013年以降は、国や県同様、第1位悪性新生物、第2位心疾患、第3位肺炎となっています。

また、茨城県市町村別健康指標をみると、2010年から2014年までの死因で全国と比べて死亡率が高い疾患はほとんどありませんが、女性の乳房の悪性新生物が高くなっています。

死亡統計の観点からも、がん検診の推進が重要となります。

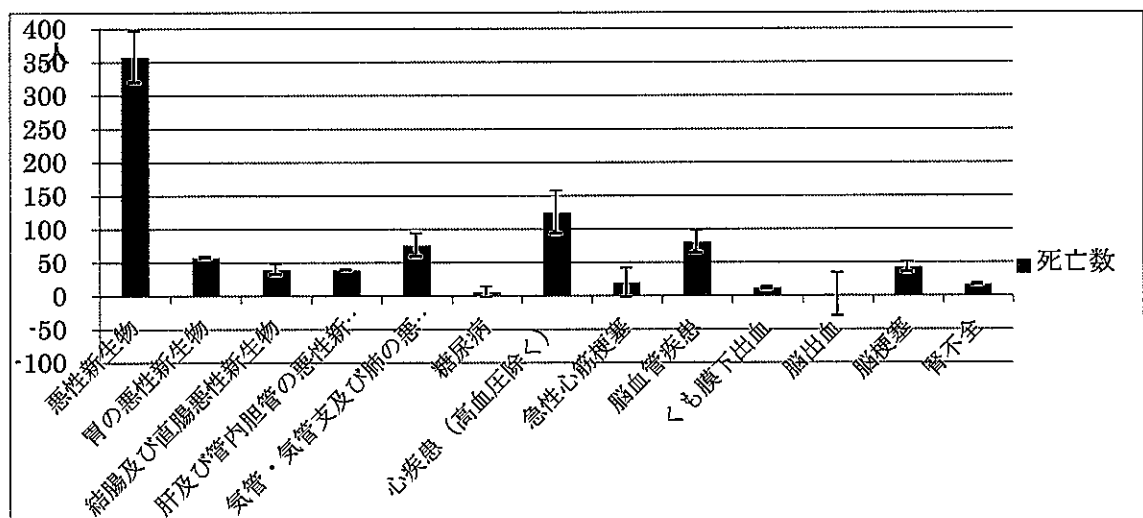
表 死亡統計

	2012 年	2013 年	2014 年
1 位	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
2 位	心疾患	心疾患	心疾患
3 位	老衰	肺炎	肺炎

資料：茨城県 保健福祉年報

グラフ 死亡数 標準化死亡費※（平成 29 年度市町村別健康指標参照）

男性 グラフ差替え予定

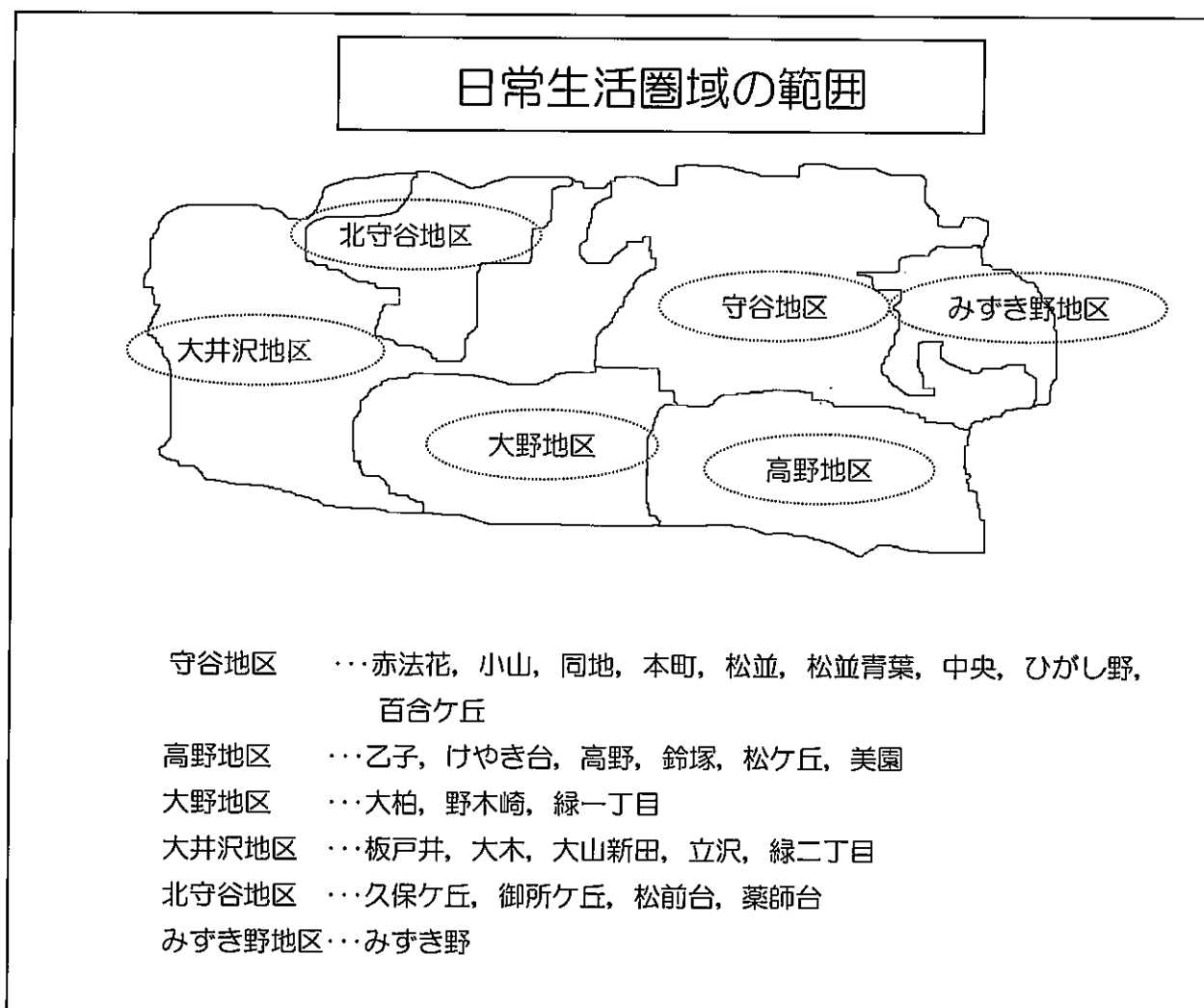


女性

第3節 日常生活圏域ごとの特徴と地域性

1 日常生活圏域の設定

本市では、別に定める守谷市地域福祉計画、守谷市地域福祉活動計画と連携し、日常生活圏域を6地区に設定しています。



2 6地区の概況

(1) 日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の状況を把握するため、2017年4月に日常生活圏域ニーズ調査を実施し、以下の概要で調査を実施しました。

①調査地域：守谷市全域

②調査対象者：守谷市在住の65歳以上の高齢者（要介護認定者以外）
12,264名

③調査方法：郵送配布、郵送回収

④実施年月日：2017年4月

⑤回答数：8,351件 回収率 68.1%

(2) 日常生活圏域ニーズ調査結果

①6 地区別年齢別人口

6 地区の 65 歳以上 74 歳までの前期高齢者人口の割合をみると、市全体の 66%に対し、約 10 ポイント低い地区は大野地区であり、逆に約 11 ポイント高い地区はみずき野地区であることがわかりました。また、75 歳以上の後期高齢者は、市全体の 34%に対し、10 ポイント高い地区は大野地区であり、約 10 ポイント低い地区がみずき野地区でした。

このように、現状で後期高齢者が多い大野地区と前期高齢者が多いみずき野地区では、年齢構成の違いによる課題がある可能性があります。

表 高齢者地区別年齢別人数

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上	合計
全体	3,171 38.3	2,289 27.7	1,542 18.6	798 9.6	477 5.8	8,277 100
守谷地区	756 31.8	671 28.3	531 22.4	271 11.4	146 6.1	2,375 100
高野地区	549 34.7	482 30.5	312 19.7	157 9.9	81 5.1	1,581 100
大野地区	142 32.0	107 24.1	90 20.3	59 13.3	46 10.4	444 100
大井沢地区	181 37.6	110 22.9	86 17.9	49 10.2	55 11.4	481 100
北守谷地区	932 42.6	606 27.7	366 16.7	180 8.2	102 4.7	2,186 100
みずき野地区	611 50.5	313 25.9	157 13.0	82 6.8	47 3.9	1,210 100

上段：人

下段：%

②地区の特性

6 地区毎の高齢化率をみると、17.1%から 36.5%と格差があることがわかります。しかし、表 からわかるように高齢化率が高い地域が要介護認定率が高いということではなく、後期高齢者の割合が高い大野地区や大井沢地区の認定率（表 ）が、それぞれ 14%前後と市全体の 11.4%より高い状況です。

今後、後期高齢者の増加に伴い、市全体として要介護認定率が上昇することが考えられます。

表 日常生活圏域別人口等データ

区分	守谷	高野	大野	大井沢	北守谷	みずき野	市全体
人口数※1	23,175	14,812	3,072	3,515	16,866	5,133	66,573
総人口に対する割合	34.8%	22.2%	4.6%	5.3%	25.3%	7.7%	100%
世帯数※1	9,347	5,723	1,125	1,360	6,711	2,119	26,385
自治会加入世帯※2 (比率)	6,124 (69.5)	3,719 (65.0)	777 (69.4)	653 (62.4)	4,673 (69.7)	1,961 (92.5)	17,907 (70.1)
高齢者数	3,956	2,779	854	929	3,639	1,891	14,048
高齢化率	17.1%	18.8%	27.8%	26.4%	21.6%	36.8%	21.1%
民生委員・児童委員 数※3	29	20	5	4	27	9	94
人口数における民生 委員・児童委員数の 割合	0.13%	0.14%	0.16%	0.11%	0.16%	0.18%	0.14%
高齢者における民生 委員・児童委員数の 割合	0.73%	0.72%	0.59%	0.43%	0.74%	0.48%	0.67%
ひとり暮らし高齢者 割合※4	11.2%	9.5%	8.6%	7.7%	10.4%	7.9%	9.8%
夫婦(配偶者 65 歳以 上) 二暮らし割合※ 4	38.4%	41.4%	28.8%	27.0%	44.3%	48.8%	40.9%
夫婦(配偶者 64 歳以 下) 二暮らし割合※ 4	4.3%	4.5%	2.5%	4.2%	7.0%	10.7%	5.9%
息子・娘との 2 世帯 ※4	28.2%	29.2%	29.1%	27.2%	27.7%	25.0%	27.8%
その他の世帯※4	17.3%	15.0%	28.8%	31.6%	10.4%	7.3%	15.0%
介護保険要介護等認 定者数※5	433	338	122	129	418	161	1,601
高齢者における要介 護等認定者の割合	10.9%	12.2%	14.3%	13.9%	11.5%	8.5%	11.4%

※1 2017年8月1日現在の住民基本台帳から

※2 2017年3月1日現在の自治会加入状況から

※3 2017年4月1日現在

※4 守谷市日常生活圏域ニーズ調査結果から

※5 2017年8月1日現在

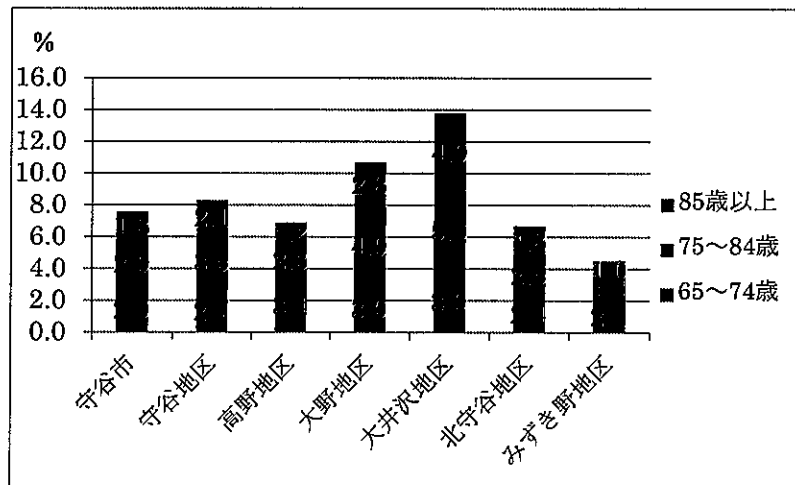
表 日常生活圏域別事業所

区分	守谷	高野	大野	大井沢	北守谷	みずき野	市全体
訪問介護事業所	2	1	2	0	3	0	8
訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	1	0	1
訪問看護事業所	2	0	0	0	2	0	4
訪問リハビリテーション事業所	1	0	1	0	0	0	2
居宅療養管理指導事業所	1	0	1	0	1	0	3
通所介護事業所	4	5	2	3	7	0	21
（地域密着型通所介護事業所）	0	3	1	0	5	0	9
通所リハビリテーション事業所	3	0	1	0	0	0	4
短期入所生活介護事業所	0	1	2	2	0	0	5
短期入所療養介護事業所	2	0	0	1	0	0	3
福祉用具貸与事業所	0	0	1	0	0	0	1
福祉用具販売事業所	0	1	1	0	0	0	2
居宅介護支援事業所	3	1	3	2	4	0	13
介護予防支援事業所	0	0	1	0	0	0	1
介護老人福祉施設	0	1	1	1	0	0	3
介護老人保健施設	1	0	1	0	0	0	2
認知症対応型共同生活介護事業所	1	0	0	1	1	0	3
在宅介護支援センター	1	1	1	1	0	0	4

平成 29 年 8 月 1 日現在

☆ニーズ調査の結果が入ったコメントが入る予定

グラフ 運動器リスク該当割合



ニーズ調査回答者(人)

守谷地区	3,483
高野地区	2,417
大野地区	742
大井沢地区	797
北守谷地区	3,179
みずき野地区	1,210
守谷市	12,323

【守谷地区】

【高野地区】

【大野地区】

【大井沢地区】

【北守谷地区】

【みずき野地区】

3 在宅介護実態調査結果

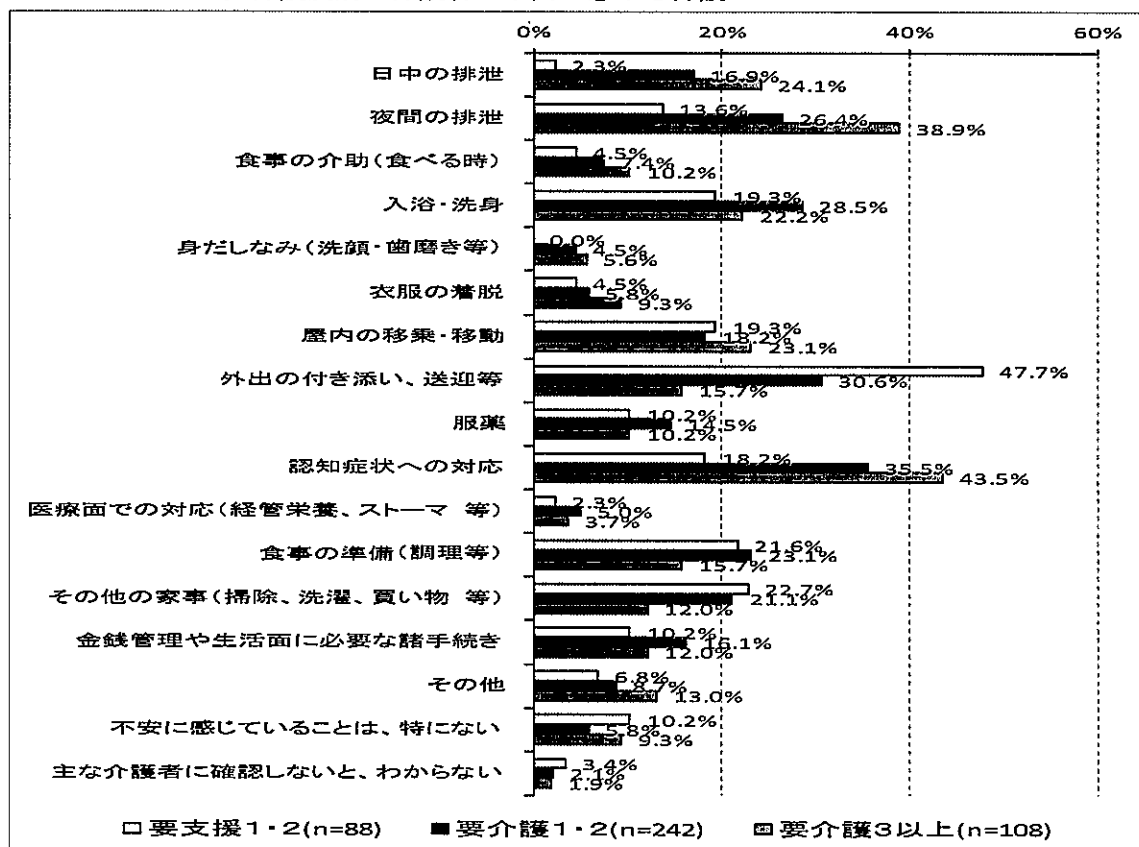
本アンケート調査は、在宅介護の限界点の向上に向けて必要となる支援・サービスを検討するために実施し、「在宅生活の継続」と「介護者の不安軽減」の2つの視点から集計をしました。

認知症状への対応、夜間の排泄については、要介護3以上になってくると不安の割合が高くなっています(グラフ)。このことから介護者不安の側面からみた在宅ケアの限界点に影響を与える要素として「認知症状への対応」と「夜間の排泄」が考えられます。また、要支援の方は、外出の支援に不安を持つ介護者が約4割から5割おり(グラフ)、日常生活の自立度が高い方は、現在の生活を継続させる手段として、「外出の付き添い、送迎等」を求めていると考えます。

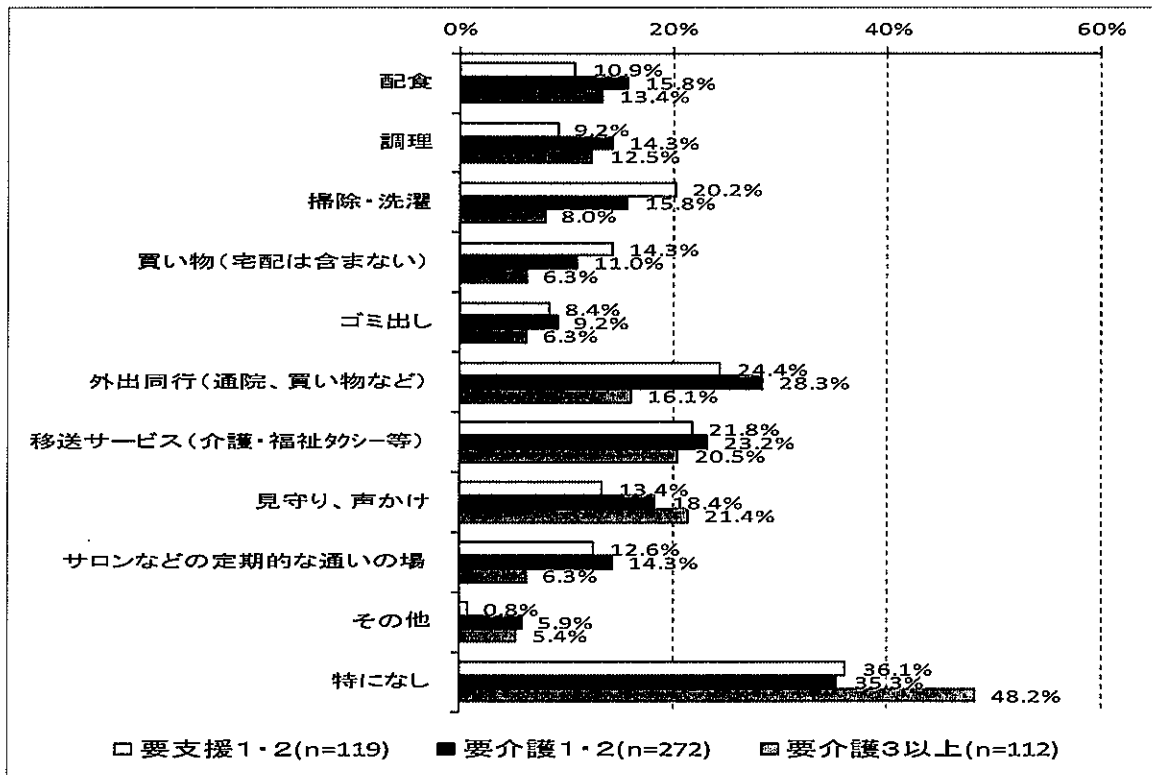
在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとして、「外出同行」「移送サービス」が2割から3割の方が回答しています(グラフ)。これらのサービスは、「買い物」「受診」等在宅生活の継続に関係が深いことから、外出に係る支援やサービスの充実が課題と考えます。

世帯別にみた在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、単身世帯の方は、掃除・洗濯、買い物、ゴミ出し等全ての項目で他の世帯より高い状況です(グラフ)。高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯が増加していることから、在宅生活を継続させる支援体制の整備が必要と考えます。

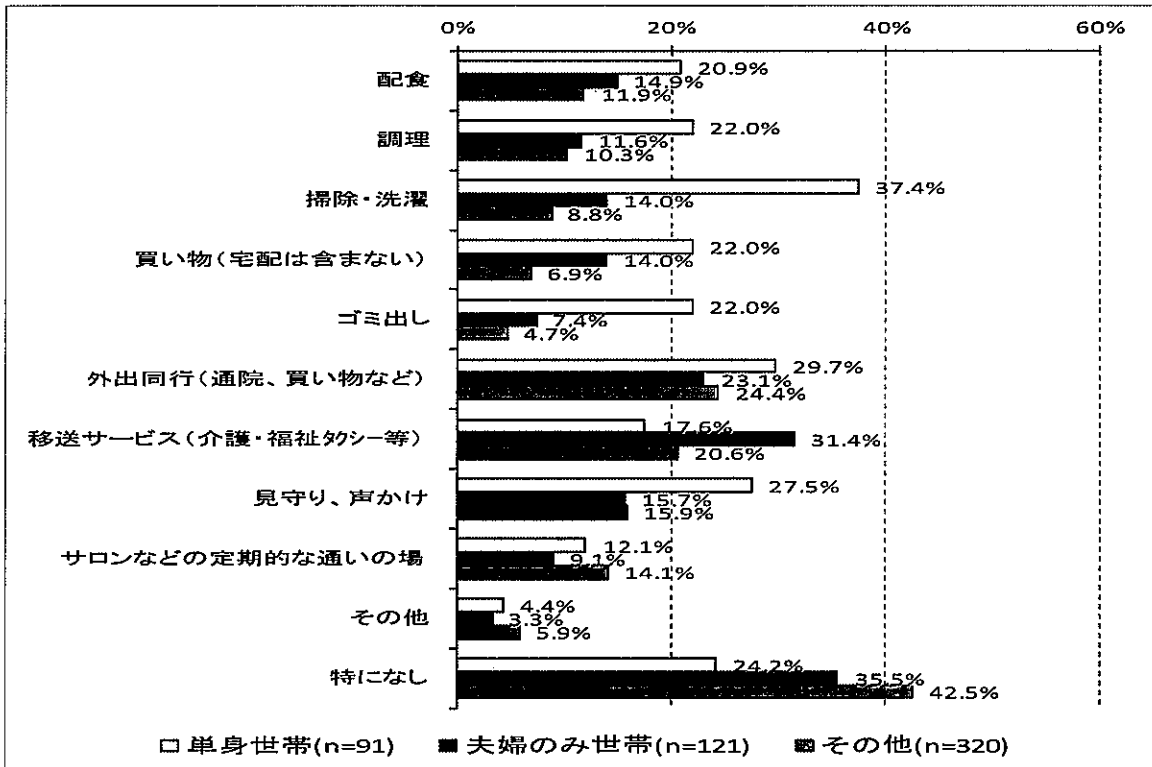
グラフ 要介護度別・介護者が不安に感じる介護



グラフ 要介護度別在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



グラフ 世帯類型別 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



第4節 高齢者人口等の推計

1 総人口、高齢者の人口等の推移

見える化システムよりグラフ掲載予定

2 前期・後期高齢者人口の推計

見える化システムよりグラフ掲載予定

3 要支援・要介護認定者数の推移と推計

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

高齢者人口でみると、平成28年度は平成25年度と比較し、19.7%の増加となっていますが、第1号被保険者の認定者数での比較では23%増加しています。また、要介護認定率では0.3%の増加となっています。

表 要支援要介護認定者の状況

(単位:人)

	要介護度	2013 年度		2014 年度		2015 年度		2016 年度	
第1号被保険者	要支援1	66	5.1%	80	5.7%	88	5.8%	110	6.9%
	要支援2	102	7.9%	120	8.6%	148	9.8%	142	9.0%
	要介護1	294	22.8%	332	23.8%	382	25.3%	388	24.5%
	要介護2	284	22.0%	295	21.2%	318	21.1%	313	19.7%
	要介護3	221	17.2%	235	16.8%	232	15.4%	263	16.6%
	要介護4	204	15.8%	192	13.8%	201	13.3%	219	13.8%
	要介護5	118	9.2%	141	10.1%	141	9.3%	150	9.5%
合 計		1,289	100%	1,395	100%	1,510	100%	1,585	100%
高齢者人口		11,545		12,344		13,167		13,820	
要介護認定率		11.2%		11.3%		11.5%		11.5%	
第2号被保険者※		49		48		53		53	
総 計		1,338		1,443		1,563		1,638	

※各年度の第2号被保険者の人数は要支援・要介護認定者数の合計

(資料:介護福祉課)

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

平成32(2020)年度の第1号被保険者の認定者数は、平成29年度と比較して18.4%増の1,905人を見込んでいます。

平成37(2025)年度の認定率は15.6%であり、平成29年度の認定率11.5%と比較して4.1%の増が推測されます。

(表) 要支援要介護認定者の推移

(単位:人)

	要介護度	2017 年度		2018 年度		2019 年度		2020 年度		2025 年度	
第1号被保険者	要支援 1	123	7.1%	135	7.9%	151	8.4%	170	8.9%	230	9.1%
	要支援 2	144	8.9%	148	8.7%	153	8.5%	160	8.4%	207	8.2%
	要介護 1	385	24.4%	415	24.4%	429	23.8%	440	23.1%	570	22.6%
	要介護 2	322	19.9%	308	18.1%	297	16.5%	288	15.1%	369	14.6%
	要介護 3	259	17.0%	310	18.2%	355	19.7%	398	20.9%	525	20.8%
	要介護 4	220	13.0%	216	12.7%	227	12.6%	238	12.5%	356	14.1%
	要介護 5	156	9.7%	170	10.0%	189	10.5%	211	11.1%	268	10.6%
合 計		1,609	100%	1,702	100%	1,801	100%	1,905	100%	2,525	100%
高齢者人口		13,965		14,344		14,721		15,101		16,206	
要介護認定率		11.5%		11.9%		12.2%		12.6%		15.6%	
第2号被保険者※		56		59		62		66		88	
総 計		1,665		1,761		1,863		1,971		2,613	

※各年度の第2号被保険者の人数は要支援・要介護認定者数の合計 (資料:介護福祉課)

掲載予定

グラフ 介護サービス利用者の状況(年次推移)

グラフ サービス別利用者数及び給付費の割合(居宅サービス,施設サービス)

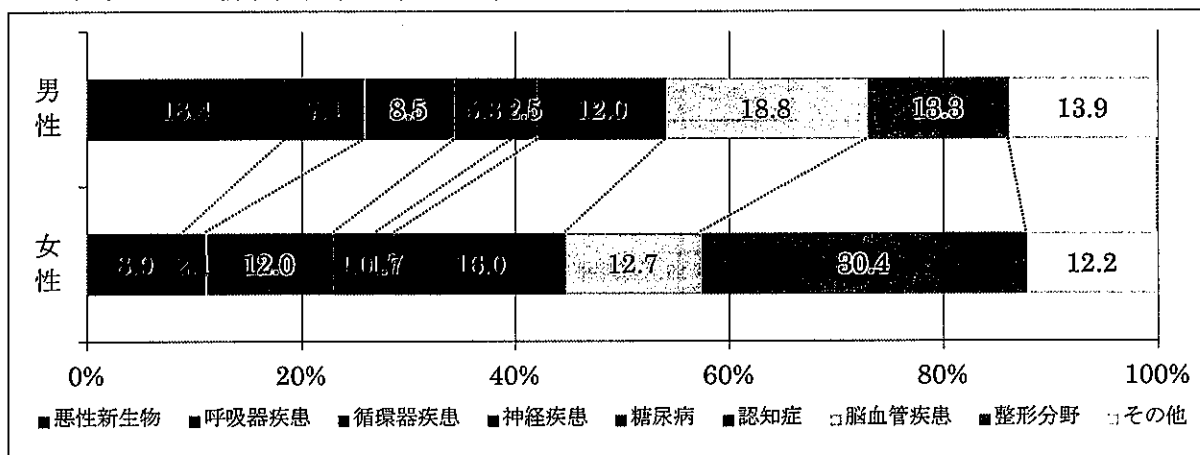
4 要介護者の疾病の現状

新規介護認定者の疾病状況をみると、男性は、脳血管疾患が18.8%、悪性新生物が18.4%と高く、女性は関節症、骨折等を含む整形分野が30.4%、認知症16.0%と高いことがわかります。また、年齢別の疾病分類をみると、74歳までの多い疾病は、悪性新生物及び脳血管疾患であり、年齢と共に増加する疾患は、骨折等の整形分野と認知症が多い状況です。また、年齢共に増加している循環器疾患ですが、心疾患と高血圧はほぼ同程度の割合でした。

新介護認定者の比較的多い疾病は、生活習慣病の重症化から発症しやすい脳血管疾患や心疾患であり、さらに糖尿病との関係が明らかである認知症は、前期高齢者にも約1割の方いることがわかりました。

上記のように、要介護認定者と生活習慣病が関係していることから、今後も生活習慣病予防や重症化対策が要介護認定率を増加させない重要な対策と考えます。

グラフ 新規認定者疾病割合(男女別)

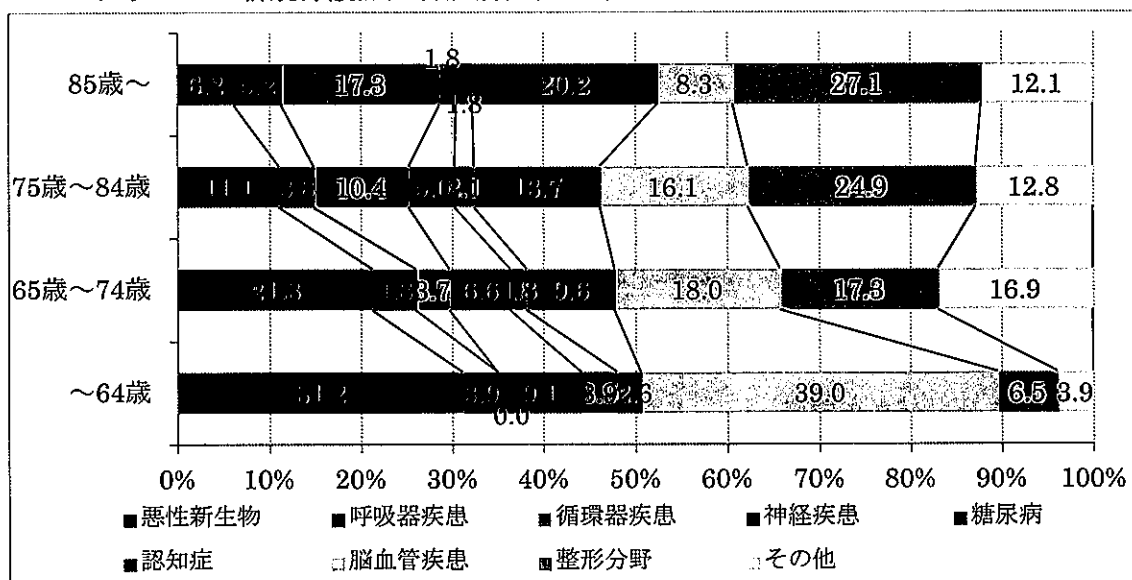


(資料：2014 年度～2016 年度要介護認定意見書)

※循環器疾患：高血圧，心不全等心疾患

※整形分野：骨折，腰痛，股関節疾患等

グラフ 新規介護認定者疾病割合(年代別)



(資料：2014 年度～2016 年度要介護認定意見書)

※循環器疾患：高血圧，心不全等心疾患

※整形分野：骨折，腰痛，股関節疾患等

第5節 高齢者保健・福祉サービス及び介護保険（地域支援事業）サービスの現状と課題

1 社会参加・いきがい対策の取組

【現状】

高齢者が地域の中で、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、高齢者の居場所づくりなど社会参加等を促進しています。高齢者のいきがいの場として公民館で開催される講座や各種教室、スポーツ大会等の生涯学習があります。平成28年度から老人クラブの名称をシニアクラブに変更し、会の会活動を活性化できるよう工夫をしました。また、出前サロンやシニアクラブなどの地域交流、友達づくりなどの居場所づくり、奉仕活動や趣味の活動を通して社会参加を行っています。

また、シルバーリハビリ体操のような地域住民との交流と介護予防の場が市内全域に広がっています。高齢者の就業確保としては、シルバー人材センターがあり、いままで培ってきた得意な分野での就業による社会参加が行われております。

【課題】

今後は、シルバーリハビリ体操教室が開催されていない地区の教室開設に向けた支援や、サロンやシニアクラブの活動が活性化できるような更なる工夫が必要です。

また、シルバー人材センターの活動が介護分野にも拡大できるよう、人材育成も含め計画していく必要があります。

表 高齢者サービスの実績

項目	2015 年度	2016 年度	2017 年度
生涯学習			
公民館講座・教室			
・開催教室数	73 人	71 人	
・参加者延べ人数	36,241 人	31,450 人	
スポーツ教室参加者	173 人	222 人	
・スポーツ教室（全体）	140 人	161 人	
・初心者水泳教室	13 人	34 人	
・水中ウォーキング教室	10 人	中止	
・アフター5スイミング	10 人	27 人	
スポーツ大会参加者数	1,167 人	1,397 人	
・スポーツ大会（全体）	1,114 人	1,335 人	
・グラウンドゴルフ大会	53 人	62 人	

出前サロン			
設置個所数	27 箇所	30 箇所	
内、新規サロン数	3 箇所	3 箇所	
利用者数	944 人	1,009 人	
男性利用者数	77 人	89 人	
女性利用者数	345 人	344 人	
※15 サロン集計数			
シニアクラブ			
クラブ数	19 クラブ	19 クラブ	
会員数	771 人	903 人	
シニアスポーツ大会参加者数	264 人	289 人	
シルバーリハビリ体操			
実施箇所	41 箇所	43 箇所	
教室数	48 箇所	50 箇所	
実施回数	1,543 回	1,647 回	
参加者延べ人数	21,191 人	21,953 人	
3 級指導士養成講習会受講者	16 人	7 人	
シルバー人材センター			
会員数（3 月末）	438 人	429 人	
平均年齢	70.7 歳	71.1 歳	
就業実人数	355 人	325 人	
就業延人数	42,304 人	41,057 人	
就業提供（受注件数）	2,159 件	2,211 件	
公共部門	125 件	99 件	
民間部門	189 件	184 件	
一般家庭	1,845 件	1,928 件	
独自事業	0 件	0 件	

2 生活支援・自立支援サービスの取組

【現状】

高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、高齢者福祉サービスと介護保険サービスの切れ目ないサービスとして、生活支援・自立支援サービスを実施しています。本サービスは、介護保険サービスの対象とならない元気な高齢

者に対する高齢者福祉サービスの提供や、ひとり暮らしの高齢者等が自宅での安心した生活を継続するために本人及び家族へ支援を担うものです。

【課題】

今後、ひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯が増加していく中、現行のサービスの見直しをしながら、介護保険に該当にならない高齢者の在宅生活を継続させる福祉サービスの提供が必要となります。

とくに、高齢化に伴い認知症の問題も多くなることが予測されることで、見守り体制につながる事業を強化していくことが重要です。

表 高齢者サービスの実績

緊急通報体制整備事業			
設置台数（3月末）	55 台	44 台	
緊急通報件数	10 件	4 件	
愛の定期便事業（ひとり暮らし高齢者乳製品配布事業）			
利用者数（3月末）	86 人	80 人	
配布本数	14,312 本	12,870 本	
軽度生活援助事業			
利用者数（3月末）	19 人	10 人	
利用時間	1,544 時間	967 時間	
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業			
利用者実人数	32 人	14 人	
福祉タクシー券交付事業			
利用者実人数	138 人	138 人	
住宅改修費貸付事業			
利用者実人数	0 人	0 人	
養護老人ホーム			
措置者数	7 人	6 人	
内、退所数	1 人（死亡）	2 人（特別養護老人ホームへ入所）	

3 保健サービスの取組

【現状】

健康増進法に基づき、健康手帳の交付、健康教育事業、健康相談事業、健康診査及びがん検診、訪問指導を実施しました。特に、特定健康診査の結果、血圧や血糖、脂質等のデータが要医療域の方に、生活習慣病による重症化予防を目的に、保健指導を強化しました。

また、疾病の重症化防止を図るために、インフルエンザや高齢者肺炎球菌の予防接種を実施しています。

【課題】

今後高齢化に伴い、生活習慣病関連の疾患は増加することが考えられます。糖尿病と認知症の関係があることや生活習慣病の重症化として脳血管疾患や心疾患等に罹患していることがわかっていることから、さらに糖尿病や生活習慣病の重症化予防のための保健指導を強化していく必要があります。

表 保健サービスの取組実績

項目	2015 年度	2016 年度	2017 年度
健康手帳の交付	500	0※	0
病態別健康教育	186 人	70 人	
一般健康教育	7,712 人	7,781 人	
病態別健康相談	69 人	45 人	
特定健康診査	5,333 人	5,319 人	
後期高齢者医療健康診査	1,283 人	1,394 人	
健康増進事業による健康診査	13 人	11 人	
特定保健指導	295 人	245 人	
訪問指導	153 人	52 人	
各がん検診 (胃・大腸・肺・乳・子宮・前立腺がん)	17,940 人	17,239 人	
高齢者インフルエンザ	5,774 人	6,057 人	
高齢者肺炎球菌	1,132 人	1,356 人	

4 介護保険事業（地域支援事業）の取組

【現状】

介護保険法に基づき、介護給付(予防給付)サービスを提供しました。但し、サービス事業所が無いこと、市民等から要望がないことから、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護等のサービスは構築していません。

地域支援事業については、関係機関や地域の方と連携を図りながら進めてきました。

【課題】

後期高齢者の増加やひとり世帯高齢者が増加していくなかで、要介護認定者数は増加していくことが予測されます。

在宅介護が継続できるための介護保険サービスが提供できるよう介護保険サービスの内容や量を検討していく必要があります。また、高齢者を地域で支える仕組みや身近な相談窓口の体制等を構築していくが重要となります。

とくに、ひとり世帯が増加していくなかで、認知症の方の相談や対応が身近な窓口でできる体制が必要です。

【介護給付サービス】	2015 年度	2016 年度	2017 年度
訪問介護	57,996 回	62,672 回	
訪問入浴介護	885 回	929 回	
訪問看護	10,871 回	11,129 回	
訪問リハビリテーション	241 人	332 人	
居宅療養管理指導	2,408 人	2,374 人	
通所介護	66,496 回	55,161 回	
通所リハビリテーション	22,817 回	33,663 回	
短期入所生活介護	18,259 日	20,506 日	
短期入所療養介護	3,632 日	3,556 日	
特定施設入居者生活介護	40 人	42 人	
福祉用具貸与	5,152 人	5,673 人	
特定福祉用具購入	89 人	97 人	
住宅改修	79 人	100 人	
居宅介護支援	9,606 人	10,061 人	
認知症対応型共同生活介護	44 人	39 人	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	231 人	230 人	
地域密着型通所介護	0 回	11,160 回（初年度）	
介護老人福祉施設	176 人	198 人	
介護老人保健施設	61 人	77 人	
介護療養型医療施設	7 人	9 人	
【予防給付サービス】			
介護予防訪問介護	529 人	495 人	
介護予防訪問入浴介護	0 回	0 回	

介護予防訪問看護	649 回	607 回	
介護予防訪問リハビリテーション	68 人	73 人	
介護予防居宅療養管理指導	116 人	142 人	
介護予防通所介護	880 人	991 人	
介護予防通所リハビリテーション	434 人	436 人	
介護予防短期入所生活介護	257 日	306 日	
介護予防短期入所療養介護	53 日	51 日	
介護予防特定施設入居者生活介護	5 人	6 人	
介護予防福祉用具貸与	844 人	935 人	
特定介護予防福祉用具購入	23 人	17 人	
介護予防住宅改修	51 人	34 人	
介護予防支援	1,848 人	1,982 人	
【地域支援事業】			
特定高齢者把握事業（該当者）	91 人	390 人	
通所介護介護予防事業 （げんき館利用者）	3,275 人	3,395 人	
訪問型介護予防事業 （個別栄養指導者）	18 人	23 人	
介護予防特定高齢者施策評価事業	1 回	1 回	
介護予防普及啓発事業 （講座・研修会参加者）	1,376 人	1,019 人	
地域介護予防活動支援事業 （ボラティア等人材育成）	726 人	681 人	
介護予防一般高齢者施策評価事業	1 回	1 回	
介護予防ケアマネジメント事業	390 件	279 件	
総合相談支援事業	898 件	662 件	
権利擁護事業	23 件	28 件	
生活機能相談事業	68 件	60 件	
地域ケア会議	52 件	29 件	
包括的・継続的ケアマネジメント事業 （事例件数）	90 件	110 件	
在宅医療・介護連携推進事業 （事務局会議開催数）		12 回	
認知症施策の推進事業 （認知症初期支援チーム会議）			12 回
生活支援体制整備事業	1 人	2 人	

(コーディネーター養成数)			
家族介護支援事業 (紙おむつの支給対象者)	41 人	36 人	
徘徊高齢者家族支援事業 (SOS ネットワーク登録者)		12 人	
認知症の方の家族のつどい	68 人	72 人	
介護給付費用等適正化事業 (ケアプラン指導件数)	305 件	294 件	
食の自立支援事業 (利用者)	10 人	18 人	
成年後見利用支援事業 (件数)	4 件	2 件	

第 6 節 介護予防事業の検証

1 生きがい活動支援通所事業 (げんき館) 利用者の検証

(1) 検証内容

げんき館事業が新規要介護認定率に与える影響を評価しました。

①対象者

平成 26 年度日常生活ニーズ調査においてハイリスクとされ、市からアプローチをした 326 人を対象者としてしました。

②検討内容

げんき館利用者を介入群 (16 人) とし、サービスに繋がなかった (310 人) を対照群として、要介護 1 以上と認定される率を比較しました。

また、介入群と対照群の間での、げんき館利用以外 (性別、年齢、虚弱点数、運動点数、栄養点数、口腔点数、閉じこもり点数、もの忘れ点数、およびうつ点数) の違いを補正するために、特殊な方法を適用し解析しました。

(2) 検証結果

要介護でなかった年数の合計は、891.2 人年で、観察期間中に 47 人の要介護 1 以上の認定が観察されました。

表 に介入・対照群別に対象者の特徴を示したとおり、運動点数は介入群が、対照群に比べて統計学的に見て高くなっていました。また、表 に要介護 1 以上の認定率の相対危険度 (介入群が将来要介護認定になる率は、対照群と比べて何倍かを示す指標) を示したとおり、介入群の相対危険度は統計学的に見ても低くなっていました。

ただし、サンプル数が少ないため誤差が大きく、数値そのものを絶対視はできないものの、げんき館の利用が要介護認定の予防に効果的であった

可能性が大きいことがわかりました。

表 介入・対照群別の対象者の特徴

	介入群	対照群	p※
対象者数（人）	16	310	
女性，人（％）	12（75.0）	173（55.8）	0.131
年齢（歳）	78.8±6.1	78.0±6.9	0.663
虚弱点数（点）	7.5±2.8	8.0±3.6	0.558
運動点数（点）	3.2±1.0	2.1±1.5	0.005
栄養点数（点）	0.2±0.5	0.4±0.7	0.209
口腔点数（点）	1.3±1.2	1.7±0.9	0.112
閉じこもり点数（点）	0.6±0.8	0.9±0.8	0.201
物忘れ点数（点）	0.8±1.0	0.9±1.0	0.487
うつ点数（点）	1.8±1.6	1.9±1.7	0.923

※pとは，統計用語。p値は，認められる差が偶然起こる確率が小さいことを表します。通常は，この確率が5％（ $p < 0.05$ ）未満である場合に，関係あり（有意）と解釈されます。

表 要介護1以上認定率の相対危険度

	介入群	対照群
対象者数（人）	16	310
観察人年（人年）	43.5	847.7
要介護1以上（人）	2	45
認定率（1000人年対）	46.0	53.1
相対危険度※		
性・年齢調整による	0.86（0.21－3.57）	1（基準）
IPTW法による	0.10（0.01－1.00）	1（基準）

※カッコ内は95％信頼区間（誤差の範囲）

相対危険度は，介入群の要介護認定率が対照群の何倍かを示しています。

2 要支援・要介護リスク評価尺度

2014年，2017年ニーズ調査からのまとめたグラフを掲載予定

第3章 計画の基本的方向

1 基本理念

第二次守谷市総合計画の「健やかに暮らせるまち」の政策を遂行するため、第6期計画まで掲げた「いきいきと暮らせる高齢者福祉の推進」を基本理念に高齢者福祉施策を推進してきました。

地域包括ケアとは、「要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続け、人生最期のときまで自分らしく生きたい」と望む人が、医療や介護の必要なサービスを受けながら、在宅で自立した生活を続けていくためには、地域ぐるみで支えるという考えです。ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の高齢者が増加していくなかで、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる仕組み・体制を着実に進めていくことが求められています。

本計画では、これまでの基本理念をさらに具体化し、高齢者を地域で支え合う仕組みを推進するために、「住み慣れた地域で笑顔で暮らせるもりや」を基本理念として、高齢者の保健福祉に係る施策を総合的に推進していきます。

2 基本目標

(1) 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

認知症になっても住み慣れた地域で暮らせるためには、誰もが認知症に関する知識をもち、地域の見守りができる体制が必要です。また、身近な場所で相談できるような体制等、高齢者が安心して在宅生活を継続させるための施策を推進します。

(2) 高齢者が、元気で自立した生活ができる支援

今後も高齢者人口が増加していくなか、自立した高齢者を増やすことが必要となります。そのために、これまでの介護予防事業の取組みを充実し、要介護に移行しないことが重要であり、さらに、高齢者が生活を支える担い手になる仕組みづくりも必要となります。そのため、介護予防事業を重要課題として推進します。

(3) 高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供

ひとり暮らしの高齢者が増加しているなかで、認知症や衛生上の問題等複合化した形で問題化しています。地域の中で解決できない生活上の問題を早期に対応できるような体制が必要です。そのためにも、介護保険サービスと高齢福祉サービスが連動し提供できるような施策を推進します。

(4) 介護保険事業の円滑な実施

要介護認定や介護給付費の適正化事業及び事業所の指導・監督を通し、適切

な介護サービス費の給付に努めます。

また、介護サービス給付費の推計をもとに第7期計画における介護保険料を定め、制度の安定的な運営に努めます。

3 取組みの方向性

現在の人口構成から2025年までに後期高齢者が急激に増加し、前期高齢者や生産人口が減少傾向になることが予測されることから、地域包括ケアシステムを具体化していくことが喫緊の課題と考えます。

そのため、高齢者の自立支援や要介護(要支援)状態の重症化を予防できるように、予防効果が高い介護予防事業を強化すること、認知症の啓発から認知症対応を地域・行政・関係機関との連携で対応する仕組み、医療・介護がスムーズに連動できるような体制づくりを構築していくことが必要となります。

また、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増加していくなかで、介護保険の制度だけでなく、高齢者が安心して在宅生活を継続できるサービスを提供していくことも必要となります。

特に、高齢者の在宅支援を推進する方法として、日常生活圏域を基盤とし、地域ケア会議や生活支援体制整備事業の中で、地域の高齢者の課題を、地域・関係職種・行政と情報共有することで、自助・公助・共助の視点で生活支援の検討ができるよう体制を整備します。

第7期計画では、後期高齢者の増加やひとり暮らし世帯の増加に伴う課題の対応取組みを重点取組とします。

第 2 編 各論

計画の目標と取組の方向性

本計画の基本理念である「住み慣れた地域で笑顔で暮らせるもりや」を達成するために、この計画の目指す方向性として、4つの基本目標「高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり」「高齢者が、元気で自立した生活ができる支援」「高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供」「介護保険事業の円滑な実施」を立て推進していきます。

計画の目標と取組の方向性

本計画の基本理念である「住み慣れた地域で笑顔で暮らせるもりや」を達成するために、この計画の目指す方向性として、4つの基本目標「高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり」「高齢者が、元気で自立した生活ができる支援」「高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供」「介護保険事業の円滑な実施」を立て推進していきます。

第1章 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

第1節 認知症を地域で支える仕組みづくり

【取組の方向性】

【今後の取組】重点事業

取組	事業内容
認知症初期集中支援推進事業	
①認知症の早期診断	
②認知症初期集中支援チーム	
認知症地域支援・ケア向上事業	
①認知症ケアパスの活用	
②認知症地域支援推進員による市民向け啓発活動	
③地域の認知症協力店の発掘と協力店との協働活動	
認知症サポーター養成事業	
①認知症サポーター養成講座の推進	
②認知症サポーターの活用	
地域ケア会議	
①認知症状態に応じた継続的な支援体制	
②見守り支援の体制	
総合相談事業の強化	
出張相談の開催	
在宅医療・介護の連携	
①医療・介護連携チームのケア	

第2節 生活支援体制整備事業の推進※

【取組の方向性】

【今後の取組】

第3節 地域包括支援センターの機能強化

【取組の方向性】

【今後の取組】

第4節 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の充実

【取組の方向性】

【今後の取組】

取組	事業内容	対象		
		自立	要支援	要介護
予防サービス事業				
訪問型サービス （緩和した基準・住民主体）				
通所型サービス （短期集中）				

第5節 総合相談事業の強化

【取組の方向性】

【今後の取組】

取組	事業内容
総合相談事業	
①地域ケア会議を通じた情報の収集	
②①で構築したネットワークを活用した実態把握	

③出張相談の開催, ネットワークを通じた相談体制の強化	
継続的・専門的な相談支援体制の強化	

第6節 地域共生社会の推進

【取組の方向性】

【今後の取組】

第7節 在宅医療・介護連携の推進

【取組の方向性】

【今後の取組】

取組	事業内容
取手市医師会との協働による在宅医療・介護の連携システムの強化	
①地域の医療・介護の資源を 見える化し活用を推進	
②在宅医療・介護の連携強化 のための情報共有化システム の導入	
③在宅医療・介護連携に関す る相談支援センターの機能 強化	
④医療・介護関係者の研修	
⑤地域住民への普及啓発	

第2章 高齢者が、元気で自立した生活ができる支援

第1節 包括的支援事業の推進

【取組の方向性】

【今後の取組】

取組	事業内容
包括的・継続的ケアマネジメント事業	
①介護支援専門員のネットワーク	
②専門職向け研修会	
③事業所介護支援専門員への指導・助言	
総合相談事業	
権利擁護事業	
①生年後見制度の活用促進（周知強化）	
②高齢者虐待への対応	
③消費者被害防止の推進（関係機関との情報共有）	

第2節 認知症対策の推進

【取組の方向性】

【今後の取組】重点事業

取組	事業内容
認知症初期集中支援推進事業 重点事業	認知症暑気集中支援チームが認知症の方又はその疑いのある方や、ご家族を訪問し、認知症の困りごとや心配なことを確認させていただきます。そのうえで、ご本人やご家族の状況に合わせた病院受診やサービス利用、ご家族の介護負担軽減等の支援を行います。
認知症地域支援・ケア向上事業 重点事業	
認知症サポーター養成事業 重点事業	認知症を理解し、認知症の方やその家族を見守るサポーター（応援者）の養成講座を開催します。
糖尿病発症予防（保健事業）	
①特定健康診査後の保健指導（高血糖）の強化	
②糖尿病予防啓発活動	

第3節 高齢者の社会参加・いきがい対策の推進

【取組の方向性】

【今後の取組】

1 介護予防普及啓発事業

取組	事業内容	対象		
		自立	要支援	要介護
げんき館・ミ・ナーデ げんき館活動		×	○	×
シルバーリハビリ体操推進事業		○	○※	
生き活 きげんき運動教室		×	○	×
食の自立支援事業				
啓発活動（講演会・出前講座）				
個別指導（栄養・口腔ケア・生活機能相談）				

2 地域介護予防活動支援事業

取組	事業内容	対象		
		自立	要支援	要介護
脳活コーチ（脳わくわくし隊）				
ひとり暮らし男性高齢者料理教室				

3 高齢者保健サービス

取組	事業内容	対象		
		自立	要支援	要介護

			援	護
生涯学習		○	○	○
サロン活動		○	○ ※	×
シニアクラブ活動		○	○ ※	×

4 高齢者の担い手事業

取組	事業内容	対象		
		自立	要支援	要介護
高齢者就業機会確保事業 (シルバー人材センター)				
新規事業				
シルバーリハビリ体操推進事業		○ ※	×	×
		○		

第4節 保健事業の推進 ※後期高齢者健康診査も含む

【取組の方向性】

【今後の取組】

第3章 高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供

第1節 生活支援、自立支援サービスの推進

【取組の方向性】

【今後の取組】

取組	事業内容	対象		
		自立	要支援	要介護
愛の定期便事業 （ひとり暮らし高齢者乳製品配布事業）		○	○	○
緊急通報体制整備事業 （ひとり暮らし高齢者緊急通報体制整備事業） 【既存事業の見直し】		○	○	○
軽度生活援助事業		○	×	×
地域自立生活支援事業 食の自立支援事業 （配食サービス）		○	○	○
養護老人ホーム入所措置		○	○	×
生活管理指導短期宿泊事業		○	×	×

第2節 高齢者を介護する方への家族支援の推進

【取組の方向性】

【今後の取組】

取組	事業内容
徘徊高齢者SOSネットワーク事業 【既存事業の見直し】	

認知症の方の家族のつどい	
オレンジカフェ	
寝たきり高齢者紙おむつ支給事業	
介護慰労金支給事業	

第3節 権利擁護事業

【取組の方向性】

【今後の取組】

第4節 任意事業の強化

【取組の方向性】

【今後の取組】

第4章 介護保険事業の円滑な実施

目標達成するための指標及び取組の方向性

※目標とする指標値を記載するか（ニーズ調査や実績値から）

指標	現状値	目標値
介護認定者数（人）		
介護認定率（率）		

第1節 介護保険の運営

【取組の方向性】

第2節 介護給付・介護予防給付の適正化

目標達成するための指標及び取組の方向性

※目標とする指標値を記載するか（ニーズ調査や実績値から）

指標	現状値	目標値

【取組の方向性】

【居宅サービス】

サービス	推計値			

	2018	2019	2020	2025
訪問介護				

【介護予防居宅サービス事業見込量】

サービス	推計値			
	2018	2019	2020	2025
訪問介護				

【施設サービス事業見込量】

サービス	推計値			
	2018	2019	2020	2025

【介護サービス給付費推計】

サービス	推計値			
	2018	2019	2020	2025
在宅サービス				
居住				
施設				

【施設サービス給付費の推計】

サービス	推計値			
	2018	2019	2020	2025
介護老人福祉				

施設				

【地域未密着型サービス事業見込量】

サービス	推計値			
	2018	2019	2020	2025
訪問介護				

第3節 介護保険料の決定

基準額算出根拠

減免制度等の事を記載

